

非化石価値取引について

資源エネルギー庁

2023年12月25日

本日の御議論

- 本日はまず、非化石証書の第2回オークションの結果や23年度の高度化法義務達成に関するアンケート結果を元に、証書取引の状況について御報告させていただく。
- その上で、高度化法第二フェーズの2年目にあたる2024年度の間目標設定において必要となる、非FIT証書の需給バランス前提について御議論をいただく。
- さらに、先月の本作業部会にて扱った、トラッキング見直しに関する論点の一つであるFIT優先割当への対応方針について、前回から引き続き御議論をいただきたい。

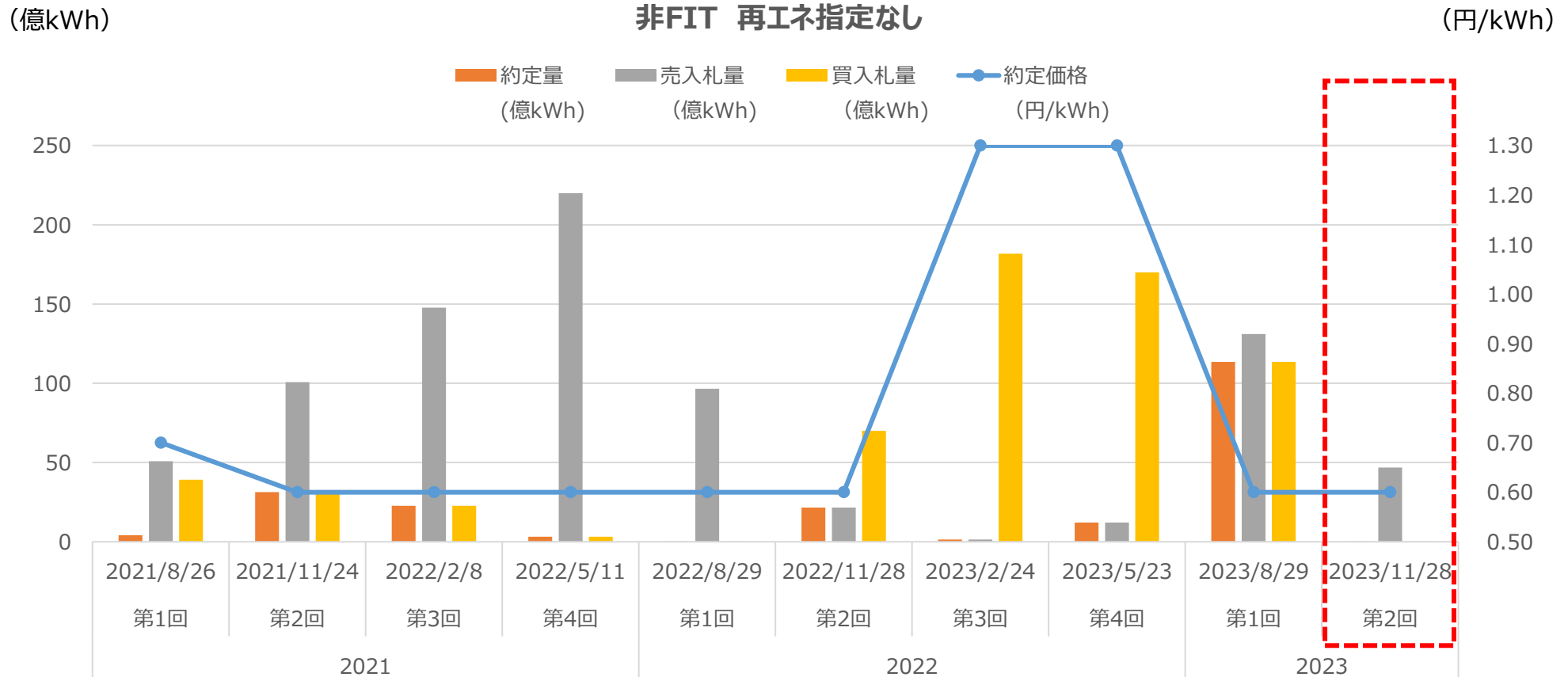
1. 証書取引の状況

2. 2024年度高度化法目標等

3. トラッキングの見直し

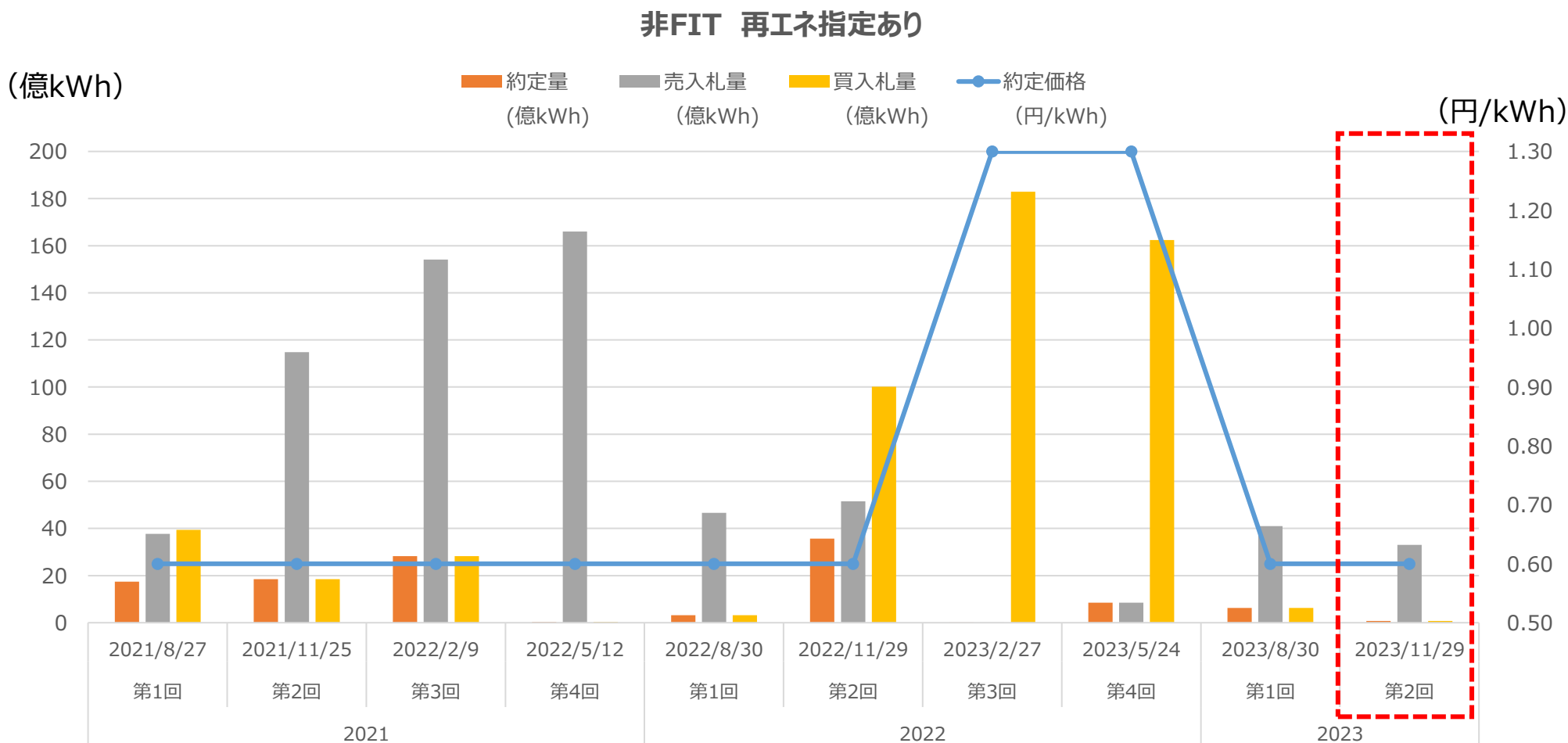
高度化法義務達成市場（非FIT再エネ指定なし） 第2回オークション結果

- 第1回オークションでは、高度化法の対象事業者となる大手小売電気事業者を中心に大口の入札が複数存在した。（9社により約110億kWhの買い入札が行われ、そのうち、高度化法の対象事業者は8社で買い入札量のほぼ全量を占めていた。）
- 一方、**第2回オークション**では、そのような大口の需要がなくなったことで、**買い入札が激減し、約定量は僅かにとどまった**。（買い入札は2社であったが、いずれも高度化法の対象外であった。）



高度化法義務達成市場（非FIT再エネ指定あり） 第2回オークション結果

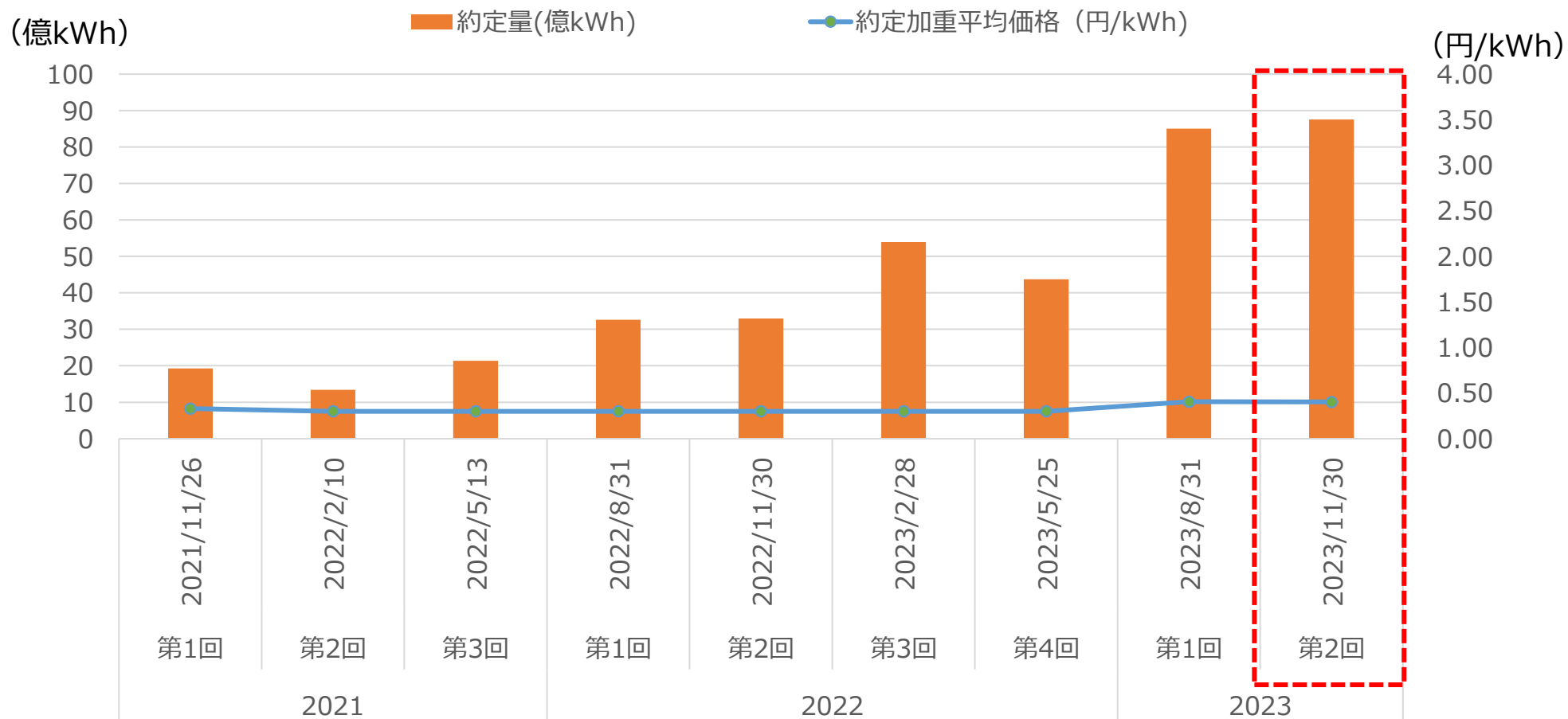
- 前回の第1回オークションでは高度化法の対象事業者となる大手小売電気事業者を中心に買い入札量が約6億kWh（15社）あった。
- 今回の第2回オークションでは、そのうち8社（第1回の買い入札量は約5億kWh）が参加を見送ったこともあり、買い入札量が低下した結果、**約定量は減少した**。



再エネ価値取引市場 第2回オークション結果

- 約定量は、過去最高となった第1回（約85億kWh）から更に増加し、約88億kWhとなった。 約定加重平均価格については、これまでの傾向と同じく、最低価格水準（0.4円/kWh）となった。

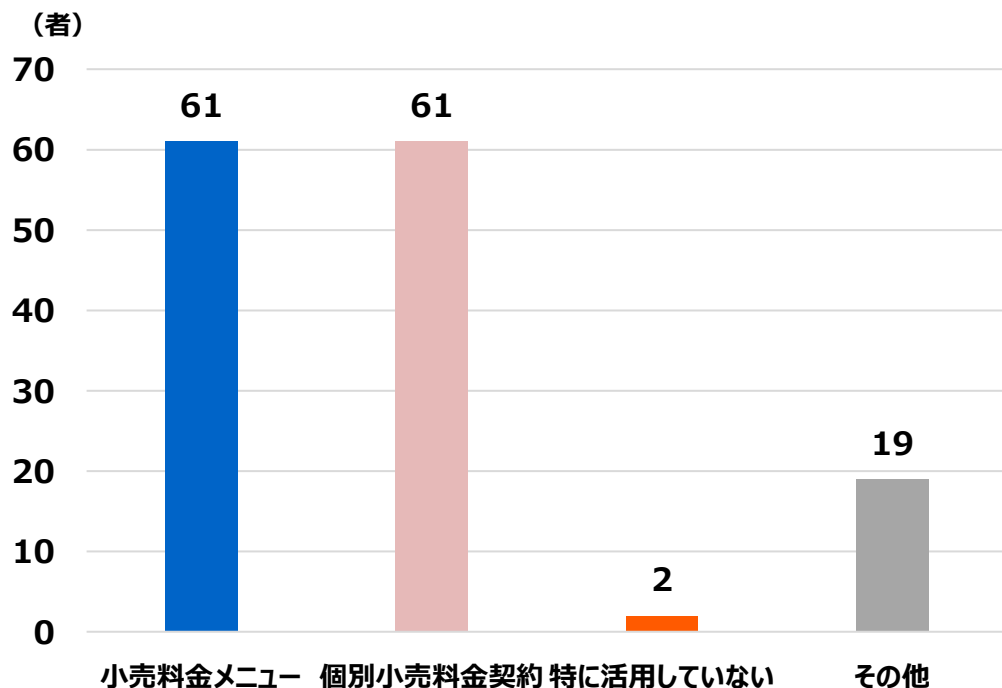
再エネ価値取引市場の推移



【参考】FIT証書の活用事例

- 10月末に実施した小売電気事業者に対するアンケートにおいて、トラッキング付きのFIT証書を調達していると回答した111者に対してその活用方法を質問したところ、約半数の事業者が小売料金メニューや個別小売料金契約において活用しているとのことだった。
- 「その他」のなかには、地産エネルギーの環境価値訴求や、自社発電所のトラッキング情報を使用したRE100の達成に活用しているとの回答があった。

トラッキング情報を何に活用していますか。（複数選択可）



「その他」の回答（抜粋）

- 需要家への地産エネルギーの環境価値訴求
- 非化石証書由来の証明として活用
- 自社発電所のトラッキング情報を活用したRE100達成
- 発電所を特定した「再エネ電力」（実質再エネではない）を求める需要家へのサービス提供（電力だけでなく、付帯する証書のトラッキングも見える化し、特定の需要家に紐づける等を行う）
- 再エネ訴求のための広報活動（誰がどこでどのように作った電気であるかが見える関係を重視しているから）
- 需要家からの要求（再エネであることの確認）

非FIT証書の取引状況

- 高度化法における第一フェーズ最終年度に生じた証書需給ひっ迫等を踏まえ、第十三次中間とりまとめにおいて、非化石証書取引の透明性向上を通じて事業者の予見可能性を高める方策が整理された。
- このとりまとめに従い、将来の需給バランス見込みの把握のため、事業者に対してアンケートを実施した。

＜電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会第十三次中間とりまとめ（P.68）＞の記載内容より抜粋

（証書の需給状況の把握）

- 具体的には、まず、これまで不定期に実施していた事業者アンケートを定期的に行うことが考えられる。これにより、証書の取引実績のみならず、証書の購入予定量の把握も可能となる一方、頻繁なアンケート調査の実施は、事業者にとって過度の負担ともなり得る。
- その後、事務局で各手法について改めて整理した結果、原則として事業者アンケートにより将来の需給バランス見込みを把握をすることとし、発受電月報を活用した証書供給実績の把握を補足的な位置づけとする。
- 事業者アンケートについては、買い手と売り手に対して実施し、実施時点における非FIT証書の調達必要量と供給余力を把握し、将来の需給バランス見込みを算出する。

アンケートの概要

- 9月中旬から、23年度の間目標対象事業者58者および売り手11者（旧一電各社と電源開発）に対し、高度化法義務の達成状況に関する以下の内容のアンケートを実施。**中間目標対象事業者56者、売り手11者より回答を頂いた。**

※未回答の2者の22年度の合計販売電力量は、対象事業者全体の22年度の合計販売電力量の約0.1%に相当。

1. 2023年度の販売電力量（見込み）
2. 2023年度における非FIT証書の市場調達量（実績および見込み）
3. 2023年度における非FIT証書の相対調達量（実績および見込み）
4. 2023年度の間目標の達成時期
 - ①調査時点で達成済み
 - ②来年6月（証書口座締め日前）まで
 - ③達成困難
5. （4.の質問で②と回答した方のみ）目標達成に向けた懸念等
6. （4.の質問で③と回答した方のみ）その理由

※相対調達とは、他者からの相対取引による調達を指し、グループ内、内部取引は除く

買い手側へのアンケート内容

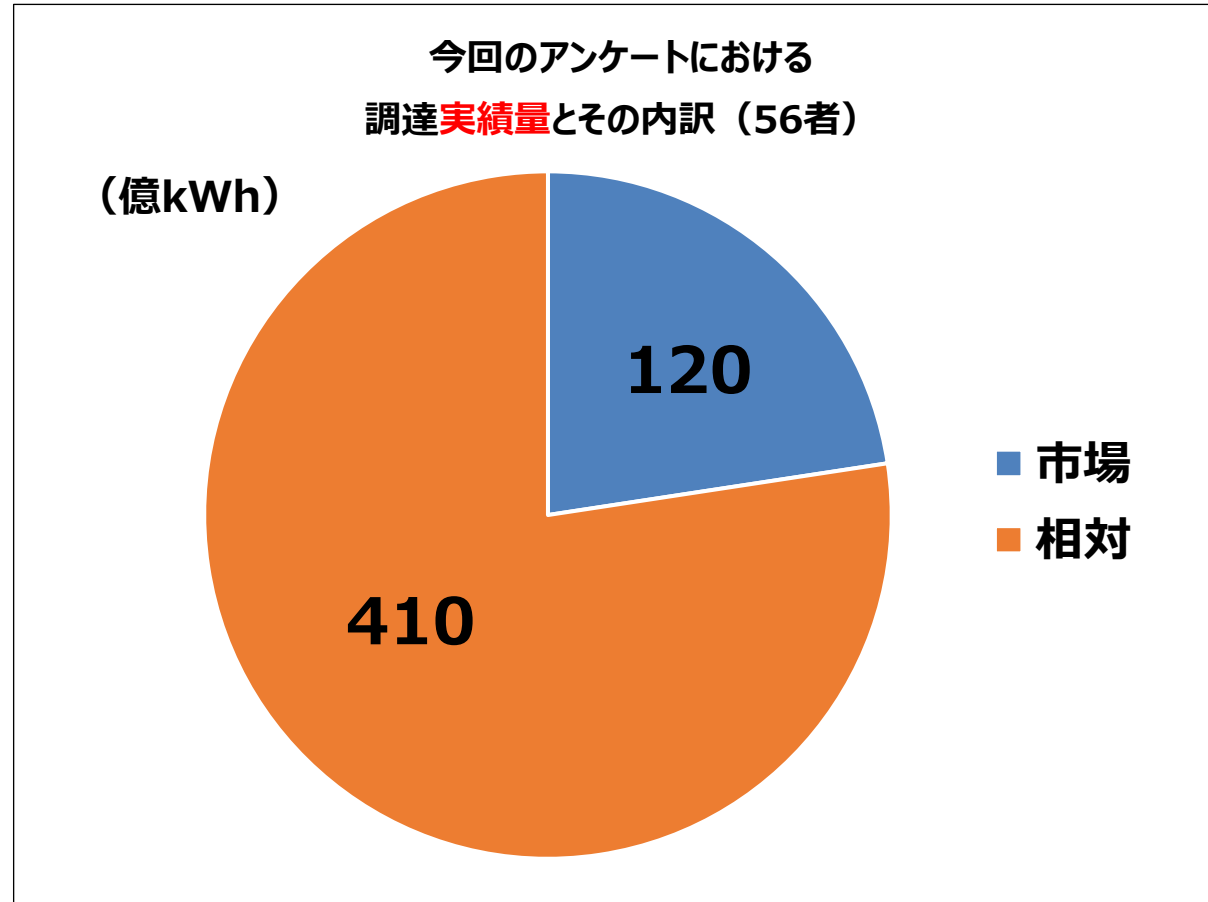
1. 2023年度の非FIT証書供出量（1-12月発電分が対象）（実績および見込み）
2. 2023年度における非FIT証書の市場約定量（実績）
3. 2023年度における非FIT証書の相対約定量（実績）
4. 最終オークション参加見込み
 - ①参加予定
 - ②不参加
 - ③未定
5. （4.の質問で②または③と回答した方のみ）その理由

※非FIT証書供出量は、グループ内、内部取引量を除いた値

売り手側へのアンケート内容

調達実績量の内訳

- アンケート時点における外部調達実績量**約530億kWh**の内訳を比較すると、相対による調達量がより多く行われていたことがうかがえる。



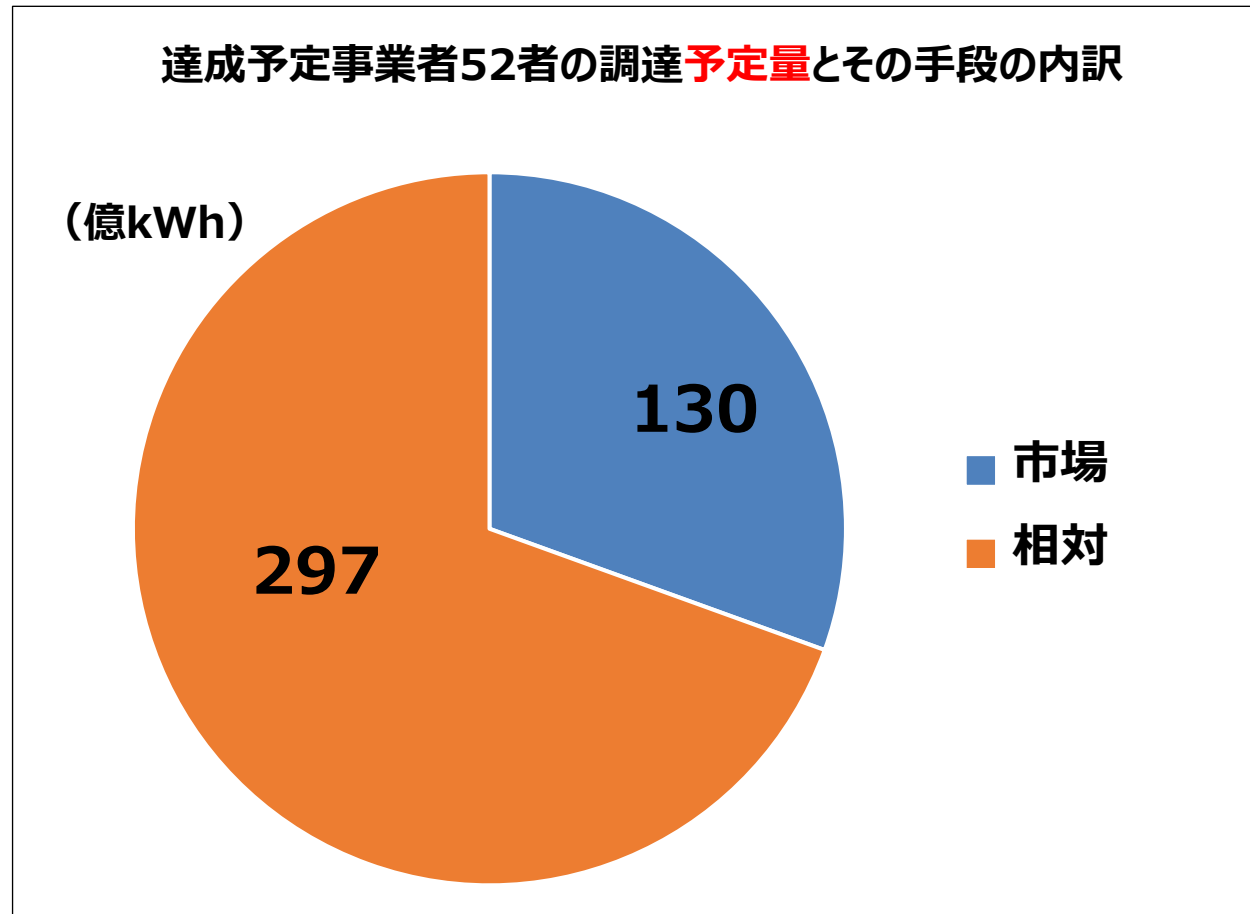
（注1） 今回のアンケートと23年3月時のアンケートでは、調査時点・対象年度・回答者数が異なる点には留意が必要。

（注2） 「相対」は他者からの相対取引による調達を指し、グループ内、内部取引は除く。

（注3） 相対の調達実績値には、アンケート時点ではまだ受け渡されていないものの、将来的に受け渡されることが確定している量も含む。

達成予定の事業者の調達予定量とその手段の内訳

- 来年6月までに達成予定と回答した52者のこれからの調達予定量は、合計で約427億kWhであった。また、相対による調達予定量が、調達予定量の約7割を占める見込みとなっている。



(注1) 「相対」は他者からの相対取引による調達を指し、グループ内、内部取引は除く。

【参考】目標を達成するにあたっての主な懸念点について

- 販売電力量の増加に応じた追加調達が必要となる可能性があること
- 証書逼迫による下半期での相対交渉難航、および市場調達に方針転換した際の価格高騰
- 非化石証書の過調達を避けるためには年間の小売販売実績を確認した後で非化石証書の調達を完了させる必要があるが、昨年度のように非化石証書が売り切れ状態になると、調達を試みても結果的に目標が未達となる懸念がある。このような懸念を回避するために、旧RPS法のように、N年度の目標達成の基準となる小売販売実績をN年度ではなく（N－1）年度の実績とすることをご検討いただきたい。
- 昨年度のように高値に貼り付くことが無いかどうか。今後も、昨年度のような想定外に調達不可能な事態になってしまった場合には減免措置を適用していただきたい。
- 第3回まででの目標達成を目指す予定だが、流通量が後半にも残っているのかどうか。
- 予算の都合上、第四回（24年5月）オークションにて入札することも考えられるが今年同様に売りと買いの入札量が逆転し約定できるか懸念
- 当社は相対取引による調達を主としており、発電事業者等の取引先との協議を前広に進めているところ。他方で、取引先側で発電量不足等による証書不足が生じ、それにより相対取引先との協議が不調となるケースが生じている。このような事態により、当社が必要量を調達できない事態が生じることがないかを懸念している。

外部調達必要量達成率の状況

- 今回のアンケート時点における証書の調達実績量をもとに、2023年度の外部調達必要量の達成状況を試算したところ、**既に達成している事業者は1割程度**であった。
- また、**外部調達実績が0の事業者も11者存在**した。

2023年度の外部調達量からみた達成率（実績ベース）	
調査時点での達成率	事業者数
100%以上	7者
75%以上100%未満	10者
50%以上75%未満	7者
25%以上50%未満	9者
0%より上で25%未満	12者
0%	11者
合計	56者

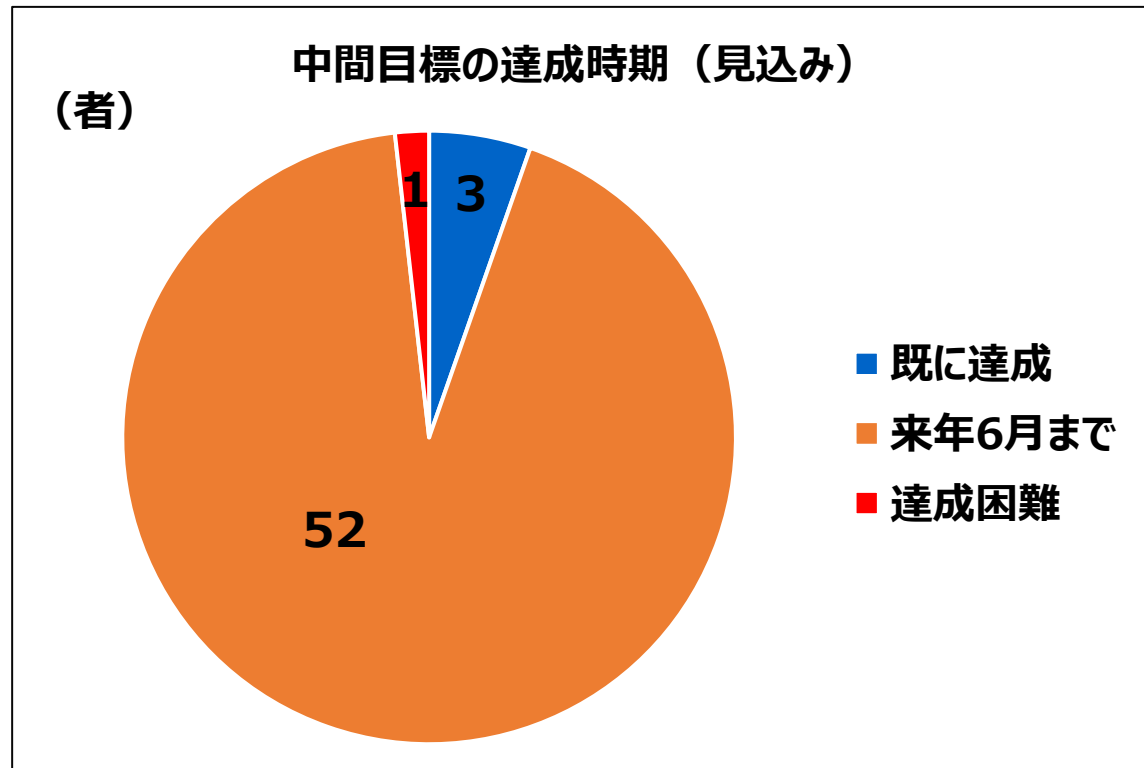
（注1）達成率は、23年度の（調査時点での非FIT証書外部調達実績量÷販売電力予定量×外部調達比率）により試算。

（注2）第二フェーズの評価は、第一フェーズとは異なり、単年度の目標値と実績値で評価する点には留意が必要。

（注3）23年度の販売電力量が確定するまでは目標達成/未達が確定しない点には留意が必要。

達成時期に対する回答結果と達成困難事業者の理由

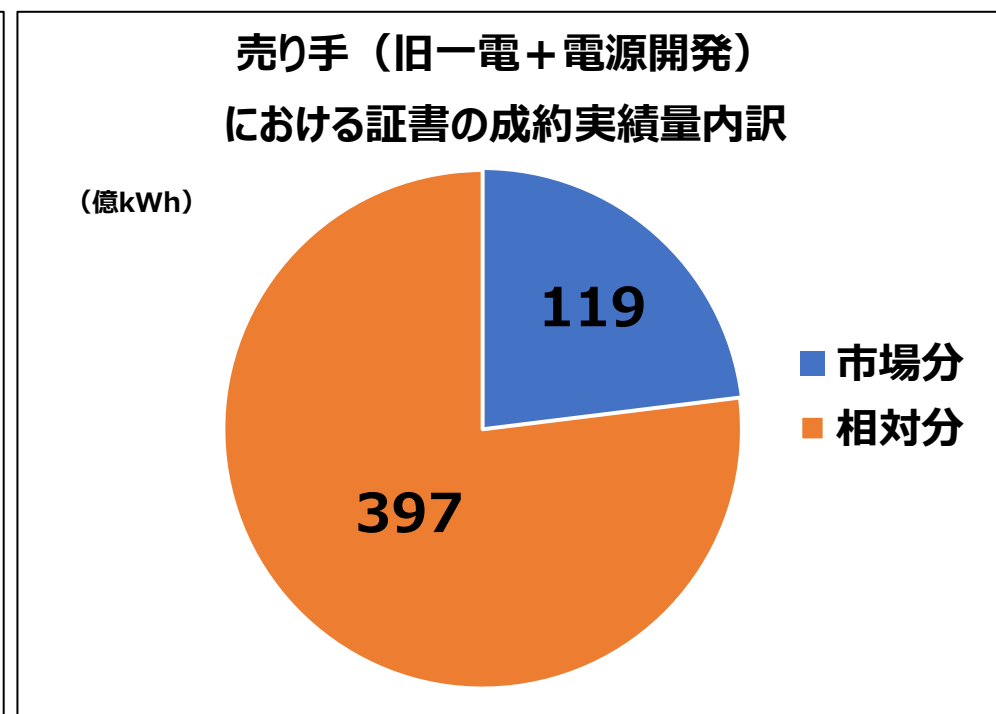
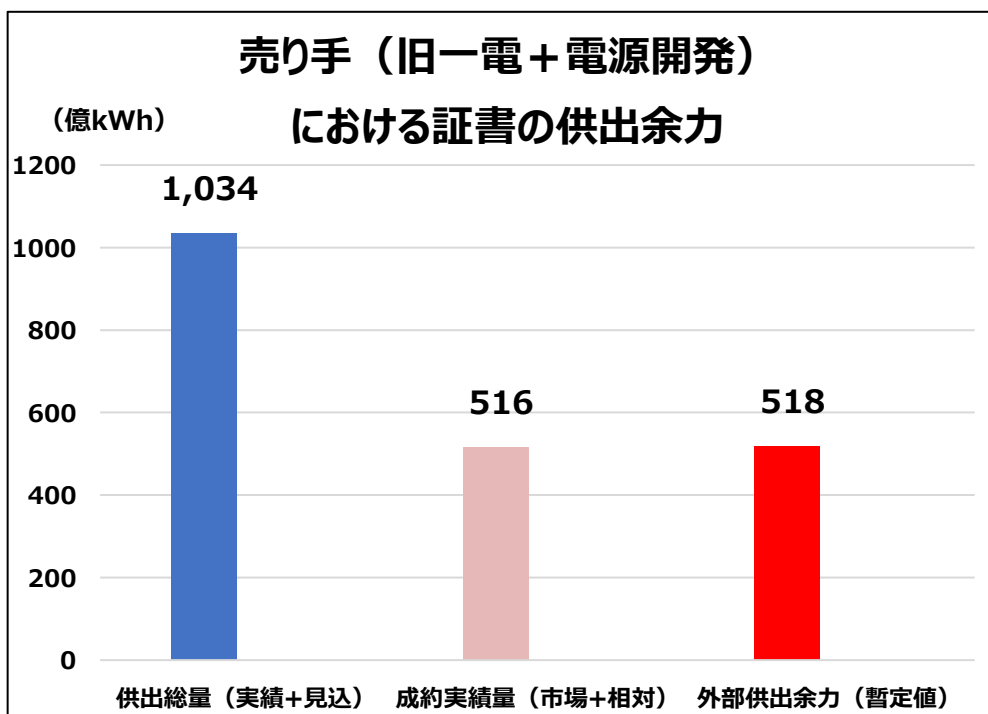
- 回答事業者56者のうち、達成困難と回答した事業者は1者だった。
- 達成困難と回答した理由としては、非化石証書を利用した環境メニューのリリースが後ろ倒しになったことにより、メニューの提供に伴って調達予定であった分の調達が困難であるため、とのことであった。



（注1）「達成困難」と回答した事業者に対しては、指導・助言を実施済。

売り手（旧一電と電源開発）における供出余力と成約量内訳

- 今回のアンケート回答者である売り手（旧一電および電源開発）の、回答時点でのグループ外部供出余力（約518億kWh）を踏まえた将来の需給バランスは約1.21となった。
- なお、今後のオークションの参加については、参加予定が7者、不参加が1者、未定が3者であった。未定の理由は、供出量の精査中か、相対取引の販売量次第とのことだった。



（注1）「相対」はグループ内・内部取引以外の、他者との取引を指す。

（注2）相対の調達実績値には、アンケート時点ではまだ受け渡されていないものの、将来的に受け渡されることが確定している量も含む。

1. 証書取引の状況
- 2. 2024年度高度化法目標等**
3. トラッキングの見直し

第二フェーズに関する基本的な考え方

- 高度化法は、一定規模以上の小売電気事業者に対し、2030年度の販売電力量のうち44%以上を非化石電源とすることを求めている。
- 一方、高度化法の下で各小売電気事業者に義務付けられた**非化石証書の毎年度の調達目標**は、事業者に対して徒に過大な負担を課すことのないよう、**証書の需給状況に応じて定められている**。
- 2023年度から始まる**第二フェーズに関する基本的な考え方や化石電源グランドファザリングのあり方**については、昨年の御議論を経て、**概ね決定**しているところである。
- **第二フェーズ**は、2030年、さらに2050年へのカーボンニュートラル社会の実現に向けた移行期と位置付け、一定の配慮措置は講じつつも、**段階的に目標水準を高めながら、非化石電源側への維持・拡大を着実に促進**していくことを**基本的な考え方**としている。
- また、事業者間の非化石電源比率の違いを考慮した激変緩和措置である化石電源グランドファザリング（特例措置）についても、2030年に向けて段階的に漸減していく方針となっている。
（注）第二フェーズの化石電源グランドファザリングの漸減方法は、毎年度の証書の需給バランスに与える影響を抑制する観点から、3年間を通じて同一とし、漸減率については、元来、小売電気事業者の非化石電源の調達環境に配慮して設定されたことを踏まえ、GFを設定した2018年度以降の小売電気事業者の平均的な非化石電源比率の変化を反映することとした。
- 今回は、このような基本的な考え方も踏まえつつ、第二フェーズの2年目にあたる**2024年度**中間目標設定の前提となる**証書の需給バランス**について、主に御議論頂きたい。

2024年度の需給バランス

- 第一フェーズの需給バランスを決める際には、供給側の減少リスクを過度にバランスに含めることによる売れ残りリスクを考慮しつつも、取引参加者への配慮として一定程度供給量に余裕を持たせることとし、最終的に需給バランスを**1.2程度とした。**
(注) 21年度の需給バランス1.18 (外部調達比率：5%)、22年度の需給バランス1.19 (外部調達比率：7.5%)。
- 第二フェーズは、段階的に目標水準を高めながら、非化石電源の維持・拡大を着実に促進することが基本的な方向性となっているところ、23年度の需給バランスについては、一定の余裕を持たせつつも、**1.15程度（外部調達比率12.0%）**とした。
- 24年度についても、第二フェーズの基本的な方向性を踏まえ、**23年度比で更に目標水準を高める（＝外部調達比率を高める）**こととしてはどうか。
- 具体的には、第二フェーズにおいては、万が一**需給ひっ迫が生じた際のFIT証書の代替活用も認めている**こともあり、供給側の減少リスクを加味しつつも、**24年度の需給バランスは1.10（外部調達比率：14.7%）**としてはどうか。
- なお、2024年度の非FIT証書の需給バランス検証における基本データである、直近の2023年度供給計画とりまとめにおいては計上されていないものの、現時点で24年度に稼働する可能性のある相対的に出力の大きな非化石電源※が存在する。

※女川原子力2号、島根原子力2号。稼働した場合は24年度の非FIT証書の供給に与える影響は概算で100億kWh程度、24年度の需給バランスは1.2程度となる（外部調達率を14.7%とした場合）。

2024年度における需給バランスの検証結果

- 前頁の証書の供給量と需要量のバランスを検証を行った結果は以下の通り。
- 証書供給量約1,345億kWhに対し、外部調達比率を12.0%－15.0%の幅で区切り需給バランスを確認すると、2024年度における証書の需給バランス（比率）は大体1～1.4程度となった（購入率は23年度の12.0%から需給バランスが1.0程度までの範囲とした）。

証書の需給バランス検証		単位：億kWh		
		外部調達購入量・・・a	証書供給量・・・b	需給バランス (b/a)
外部調達 購入率	16.0%	1,327	1,345	1.01
	15.0%	1,244	1,345	1.08
	14.7%	1,220	1,345	1.10
	14.0%	1,161	1,345	1.16
	13.0%	1,079	1,345	1.25
	12.0%	996	1,345	1.35

（補足）証書供出量（供給）と外部調達購入率（需要）によるマトリクス表。表内の数値は供給量÷需要量。
1を超えている場合は供給＞需要となる。

【参考】2024年度の中間目標値の設定に向けた非FIT証書の需給の検証

検証における前提

- 利用した基本データ

直近の2023年度供給計画とりまとめにおける、2024年度の全国大での非化石電源からの想定供給電力量および需要想定量を利用。

- 証書の供出量

上記供給計画における24年度の一般水力、原子力、太陽光、風力、地熱、バイオマス、廃棄物の供給電力量から、各社の内部取引量およびFIT発電量相当を控除した量を供出量。

- 需要想定量

上記計画における2024年度の電力需要量に、23年度の5億kWh以上のシェアを乗じた値。

- 内部取引量

グランドファザリング(GF)設定基準年(2018年度)における全国平均の非化石電源比率または各報告対象事業者の非化石電源比率を用いて、内部取引量を算定した。

- FIT発電量想定量

2022年度の年間買取実績を基に、23年度と22年度の第一四半期（4-6月期）の発電増加率を乗じて、24年度の推計値とした。

【参考】需給バランスに基づく目標値設定のイメージ

第71回 制度検討作業部会
(2022年10月31日) 資料6

- 制度見直し後での中間目標値における外部調達比率の設定方法のイメージ図。
- 市場や外部との相対で供出可能となる量に対し、年度毎の購入必要量を決める方法。

証書供給側

需要側

内部
取引量

FIT
想定量

供給
想定量

外部供出
可能量

証書の外部供出可能量に対し、
需要（外部調達必要量）
をどれくらいに設定するかを決める

需給
バランス

外部調達
必要量

需要
想定量

【参考】再稼働済の原子炉と設置変更許可済の原子炉

2023年12月19日時点

再稼働を果たした原子炉：12基

稼働中：8基

(大飯③④、高浜①②、伊方③、玄海④、川内①②)

停止中：4基

(美浜③、高浜③④、玄海③)

設置変更許可済の原子炉：5基

設置変更許可済+地元理解表明済：2基

(女川②、島根②)

設置変更許可済：3基

(柏崎刈羽⑦、東海第二、柏崎刈羽⑥※)

※工事計画認可の審査中



2023年度未達事業者への対応方針

- 第一フェーズの達成率が特に低かった未達事業者を中心に、4者に対して第二フェーズの進捗と目標達成に向けた取り組み状況についてヒアリングを行った。
- 2者については、23年度の目標達成に向けて必要量の証書を調達することが会社の方針として決定している一方で、残り2者については現時点では調達方針が確定していないとのことであったため、必要量の調達に向けた指導・助言を実施した。

（注）なお、今回のヒアリングにおいて、経営状況や再エネメニューの販売状況に応じて証書の調達可否を判断するといった考え方も確認されたが、高度化法の義務履行に向けた証書調達については、それらに依存するものではなく、義務的経費として見込むべきである点、改めて認識が必要である。

- 23年度より3年度の評価から単年度の評価になり、先日実施した高度化法アンケートからも、相対取引も含めて、多くの事業者が計画的に非FIT証書を調達していることが確認された。
- また、第1回、第2回の高度化法義務達成市場オークションの結果を見ても、いずれも需給状況は安定しており、最低価格（0.6円）での約定となっている。
- 23年度より単年度評価となり計画的な調達が必要になることは事前に把握可能であったことや、足元の高度化法義務達成市場における需給状況を踏まえると、23年度の未達事業者に対しては、より厳しいスタンスで臨む必要があると考えられる。
- このような点も踏まえ、**第二フェーズ以降は、未達成者且つ配慮事項の無い事業者**については、達成状況が著しく不十分であるとして、高度化法に基づく非化石証書の調達を勧告することを基本的な取扱いとしてはどうか。

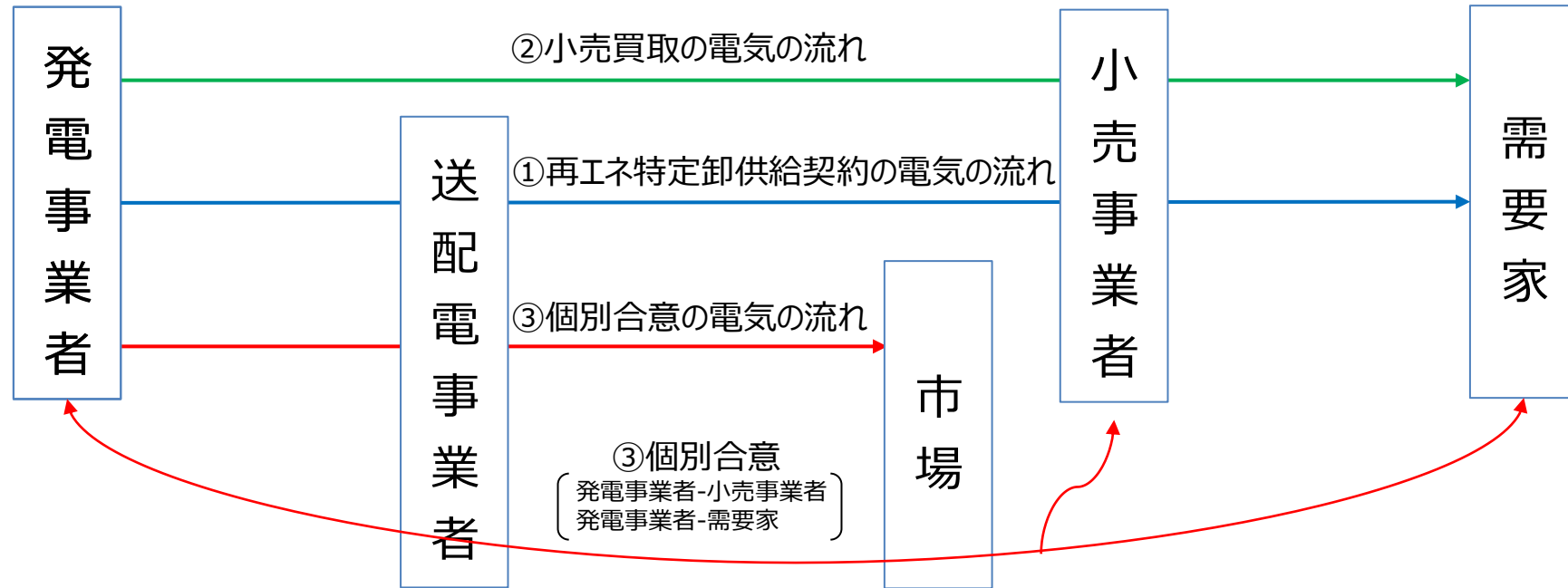
（注）正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いた上で、勧告に係る措置をとることを命ずることになり、当該命令にも違反した場合は罰則の対象となる。（高度化法第8条2項、第21条）

1. 証書取引の状況
2. 2024年度高度化法目標等
- 3. トラッキングの見直し**

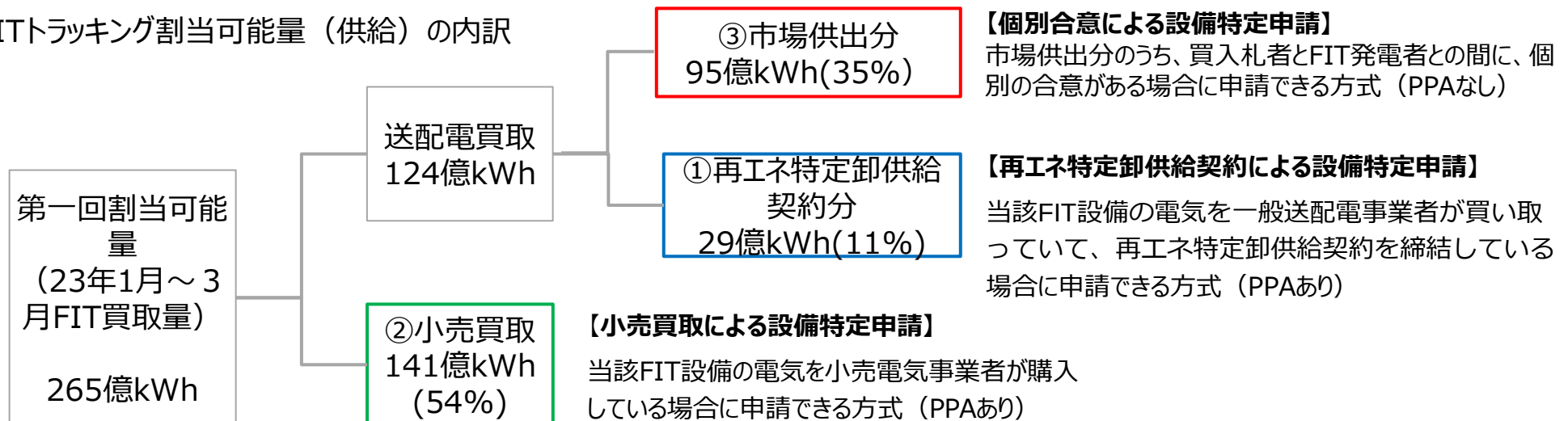
FIT優先割当に関する基本方針

- 先月の11月の第86回制度検討作業部会において、FIT優先割当について以下の基本方針については、概ね御賛同をいただいた。
 - 再エネ特定卸供給契約に基づく優先割当は、当面、継続することを基本とする。
 - 小売買取・個別合意に基づく優先割当は、基本的には廃止としつつも、既に利用している事業者への影響も配慮して、一定の条件を満たすものに対してのみ経過措置を認めることとし、詳細（対象、期間など）については、今後、事業者への追加ヒアリングなどを実施して最終的に決定する。
- 一方で、今後の進め方として、FIT発電事業者へのヒアリング等も含めた丁寧かつ慎重な議論を行っていくべきとの御指摘も多くいただいた。
- よって、今後の対応としては、FIT発電事業者、小売電気事業者、需要家への追加アンケートを実施しつつ、小売買取と個別合意の優先割当に関する経過措置の内容を決定することとしてはどうか。

【参考】FIT証書の優先割当（3 類型） ①再エネ特定卸供給、②小売買取、③個別合意



FITトラッキング割当可能量（供給）の内訳



【参考】第86回制度検討作業部会（11/29）における主な御意見

- 整理の方向性を考える際に考慮すべきは、産地価値・特定電源価値を高めることについての発電事業者のビジネス上の努力と、それに対する需要家の期待に配慮しつつ、一方でFITが国民負担で成り立っていることへの配慮のバランスが重要になると考えている。発電事業者や需要家に対しても引き続きヒアリングをしつつ、慎重に整理を進めていく必要があるのではないかと考えている。
- FIT制度では、環境価値も含めて国によって買い上げられるが、FIPは環境価値を買い上げられないので発電者がもつという整理だったと記憶している。優先割当の起こりはトラッキングの実証実験で始まったものなので、それが権利になるということには納得感がないが、それで困る事業者との落としどころとしては適切だと思っている。
- 事務局整理について、実態に配慮しているため大きな方向性に異論はない。
- 大きな方向性に異論はないが、産地価値については、発電事業者が努力をしてその産地を開拓した部分があるので、産地価値の帰属について議論がない状況で決めてよいのかという問題提起をされたものと理解した。FIT事業者にはアンケートをとっていないので、優先割当てをなくす方向には賛同するが、もう少し丁寧なプロセスを経てもいいのではと思う。
- FIT制度に鑑みれば、環境価値が再エネ賦課金の負担を通じて全需要家に帰属する、という整理には同意する。一方で、FITで収益を確保しながら、非化石価値の利用も視野に入れて再エネ開発・投資を行う場合や、そのようなFIT電源で地産地消を行う自治体・グループもあるなど、現状の優先割当ての仕組みは試行錯誤されて、再エネの普及・利活用に大きく貢献している仕組みである。更なる再エネ普及の観点から、このようなニーズに対応できる措置の継続をお願いしたい。また、丁寧な議論をお願いしたい。
- FIT電気の環境価値は国民に帰属するという基本認識のもとで、既存案件に配慮しつつ、市場割当てにシフトしていくという方針に賛同する。再エネ特定卸供給の優先割当てを当面継続することについて、アンケート結果も踏まえて賛同するが、今後こういったタイミングで市場割当てにシフトしていくかの判断基準を議論するのも大事だと思う。
- 小売買取、個別合意による優先割当てに経過措置を認めることについて賛同する。経過措置としてトラッキング情報に対してのプレミアム上乗せが例示されているが、証書価格の上昇に伴って全体の取引量が低下すること考えられるので、措置の内容は丁寧に議論いただきたい。

優先割当の場合における入札・約定方法イメージ

- 買い手は入札時に数量、価格、**優先割当の対象有無**、対象となる**FIT電源の設備ID**を入力する想定。
- 優先割当の対象有無については、買い手が入札時に自己申告を行う仕組みを検討中であるが、**申請内容**については**日本卸電力取引所（JEPX）により確認**を行う予定。
- 万が一、**虚偽の申請**などが発覚した場合は**優先割当の即時利用停止**を含めた対応を実施する。

（注）優先約定の場合は、まず最初に当該優先約定分についてトラッキング割当を行うものとし、各回優先割当の申請がなかった属性情報については、取り置きは行わず、他社に割当が行われる可能性がある。

■入札方法イメージ

入札①

入札量：10,000kWh	入札価格：0.5円
FIT優先割当対象の場合はチェック ☒	
■ 第一希望	優先割当の対象有無
設備ID：A123456Z02	
■ 第二希望	対象となるFIT電源の設備ID
なし	

入札②

入札量：30,000kWh	入札価格：0.4円
FIT優先割当対象の場合はチェック ☐	
■ 第一希望	
発電種別：太陽光	
RE100希望：あり	
■ 第二希望	
設置都道府県：なし	
RE100希望：あり	

【参考】入札方法・約定ルール（現行想定）

- 買い手は入札時に価格、数量、希望するトラッキング属性※1を提示する。
※1 希望するトラッキング属性は第2希望まで指定できる仕組みを検討中。
- トラッキング属性の希望の出し方については、A.特定設備のトラッキング情報を指定する方法とB.一定条件（例：所在地や発電種別）を満たす設備のトラッキング情報を指定する方法を想定している。
- なお、トラッキング属性の希望を提示しないことも可能であり、その場合は、ランダムに任意の設備に関するトラッキング情報が付与される。
- 同一のトラッキング属性について、複数の買い入札が発生した場合は、入札価格の高い順に希望量を割り当てる見込み。

トラッキング属性の希望の出し方による入力項目の違い		入力項目	
A.特定設備のトラッキング情報を指定	設備ID	-	-
B.一定条件を満たす設備のトラッキング情報を指定	所在地（設置都道府県）※2	発電種別	RE100対象 （稼働15年以内）

■入札方法イメージ

※2 事業者の意見を踏まえて、より細かい粒度（市町村単位）での指定も視野に検討を行う予定。

入札①

入札量：10,000kWh 入札価格：1.5円

■ 第一希望

設備ID：A123456Z01

■ 第二希望

設置都道府県：北海道

発電種別：風力

RE100希望：あり

入札②

入札量：30,000kWh 入札価格：0.5円

■ 第一希望

発電種別：太陽光

RE100希望：あり

■ 第二希望

設置都道府県：なし

RE100希望：あり

今後の主要論点と検討の視点

- 小売買取・個別合意に関するFIT優先割当の経過措置決定にあたっては、主に以下について議論する必要がある。

主な論点	今後の検討の視点（例）
現行の優先割当 終了時期	□ <u>小売買取・個別合意に関する優先割当の終了時期</u> ● 優先割当の終了時期はいつが妥当か。（例 24年3月/5月/7月）
対象	□ <u>経過措置の対象をどうするか。</u> ● 既に優先割当利用実績のある案件のみ引き続き利用を認めるか。あるいは、優先割当の利用を見込んでいた案件についても認めるか。 ● 例えば、事業者間（FIT発電事業者-小売・需要家間）で合意済みの案件については「優先割当の利用を見込んでいた案件」として対象とすべきか。 ● また、合意の形式に関してどこまで認めるか。例えば、契約書による合意を基本としつつ、ビジネスの実態も踏まえつつ、合意の事実が確認できる証跡であれば契約書以外も対象とするか。 ● 合意は優先割当終了時期までに締結されたものを対象とするか。
期間	□ <u>経過措置をいつまで認めるか。</u> ● 一定の期間を設定し当該期間経過後は、一律に経過措置を終了とするか。あるいは、事業者毎の契約内容を踏まえた期間とするか。 ● 事業者毎の契約内容を踏まえた期間とする場合、例えば、FIT発電事業者-小売・需要家間の合意期間とすることなどが考えられるのではないか。
その他	□ <u>プレミアム</u> ● 優先割当の利用に対してプレミアムを支払うか否か。

現行の優先割当終了時期

- 小売買取・個別合意に関するFIT優先割当については、基本的には廃止としつつも、既に利用している事業者への影響も配慮して、一定の条件を満たすものに対してのみ経過措置を認めることとした。
- この終了時期については、小売買取や個別合意に関する**FIT優先割当が特例的に講じられた仕組み**※であることを踏まえると、トラッキング情報へのアクセス確保の観点から、**できる限り早く終了**することが望ましいと考えられる。（**例：2023年度末まで**）
※小売買取のFIT優先割当は、電気の属性情報とトラッキング情報の不一致により生じる誤解や混乱を防ぐため、例外的に優先割当を認められたものであり、個別合意は、グループ会社の発電設備など、特定のトラッキング情報を優先的に取得したいとの事業者ニーズに応え、事業者の利便性を高める観点から、特例的に講じられた仕組みである。
- 一方で、**優先割当終了に向けた事業者の準備期間**やトラッキング事務局による対応スケジュールなども踏まえて、**来年度の終了（例：2024年5月、7月）**も選択肢に入れつつ、**慎重に判断**する必要がある。
- よって、追加アンケートの結果も踏まえて、**今後御議論を頂きたい。**

経過措置の対象取引

- 経過措置の対象取引をどこまで認めるかという点については、FIT発電事業者を含む優先割当の利用者の実態も踏まえて、事業者のビジネスへの影響や今後のFIT再エネ開発への影響などの観点から、丁寧な議論を行う必要がある。
- 対象取引に関する論点は以下のようなものが考えられる。
 - 事業者間（FIT発電事業者-小売・需要家間）で既に合意済みの案件※については、現時点で優先割当の利用実績がない場合でも、経過措置の対象とすべきか。

※例えば、今後稼働予定のFIT発電所に関して、FIT発電事業者と事業者（小売や需要家）の間で当該発電所のトラッキング情報を今後取引する合意（覚書）を既に締結している案件がある旨、FIT発電事業者よりヒアリング。
 - また、仮に合意済の案件を経過措置の対象とする場合、合意の形態に関してどこまで認めるか。
例えば、契約書による合意を基本としつつも、ビジネスの実態も踏まえて、合意の事実が確認できる証跡であれば契約書以外も対象とするか。
 - さらに、いつまでに締結された合意を対象とするかという論点もあり、例えば、優先割当終了時期までに締結された合意を対象とする案が考えられる。
- 一方で、小売買取や個別合意に関するFIT優先割当が特例的に講じられた仕組みであることを踏まえると、経過措置の対象となる取引の範囲をむやみに広げるべきではないとの考えもある。
- ただし、前回のアンケート結果を踏まえると、優先割当の利用を前提として事業計画を組んだ小売電気事業者や需要家も一定数存在しており、事業者のビジネスへの影響にも十分に配慮する必要があるため、追加アンケートの結果も踏まえて、今後御議論をいただきたい。

経過措置の適用期間、その他

- 経過措置に伴う優先割当をいつまで認めるのかという点に関しては以下の論点が考えられるが、決定次第では事業者に大きな影響を与える可能性があるため、対象取引と同様に、慎重に議論を行う必要がある。
 - 事業者毎の契約内容を踏まえた期間とするか。あるいは、一定の期間を設定し当該期間経過後は、全ての案件について一律に経過措置を終了とするか。
 - さらに、事業者毎の契約内容を踏まえた期間とする場合、例えば、FIT発電事業者-小売・需要家間の合意期間とすることが考えられる。
- 優先割当が特例的に講じられた仕組みであることを踏まえると、経過措置の適用期間をむやみに長くすべきではなく、一定の期間で一律に終了すべきとの考えもある一方で、一律に終了とした場合、事業者によっては顧客との契約期間よりも前に経過措置が廃止され、調達コストの増加リスクや調達が不確実になるリスクにさらされることになる。
- このような点も踏まえて、経過措置の適用期間についても今後御議論いただきたい。
- なお、優先割当の利用に対するプレミアムの支払いについては、小売電気事業者の負担増加や契約見直し（対FIT発電事業者、対顧客）に繋がるおそれがあることに鑑み、不要としてはどうか。